

国立大学法人東京外国語大学  
大学院総合国際学研究院リサーチ・フェロー（ポスドク）制度実施要領

（趣旨）

第1 この実施要領は、東京外国語大学大学院総合国際学研究科博士後期課程修了者等のキャリア開発を支援し、後継研究者養成を図るため、東京外国語大学大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）が実施するリサーチ・フェロー（ポスドク）制度に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第2 この実施要領において、「リサーチ・フェロー（ポスドク）」（以下「リサーチ・フェロー」という。）とは、東京外国語大学大学院総合国際学研究科（以下「研究科」という。）において博士号を取得し、又は、研究科博士後期課程単位修得退学者で、研究院の専任教員の支援のもとに研究活動を行う者をいう。

（研究活動）

第3 リサーチ・フェローは、研究院の専任教員の支援のもと、東京外国語大学（以下「本学」という。）が実施する若手研究者養成のためのプログラムに参加しなければならない。  
2 リサーチ・フェローは、第4に定める受入調書に記載の研究計画に従い研究に従事する。  
3 リサーチ・フェローは、従事する研究の成果を受入期間中に公開する。

（申請）

第4 リサーチ・フェローを受け入れようとする研究院の専任教員は、リサーチ・フェロー受入調書（別紙様式）により、所定の期間に研究院長に申請しなければならない。

（承認）

第5 研究院長は、第4に基づき申請があった場合は、研究院教授会の議を経てこれを承認する。

（受入期間）

第6 リサーチ・フェローの受入期間は、1年とする。ただし、研究院長が研究の継続を必要と認めるときは、更に2回まで更新することができる。

（受入担当教員）

第7 第4に定める専任教員は、当該リサーチ・フェローの受入担当教員として、受入期間における活動について責任を持つ。

（研究に要する経費）

第8 第3に定める若手研究者養成のためのプログラム参加に要する経費は、本学が支給する。

（施設等の利用）

第9 リサーチ・フェローは、大学の施設、文献、資料等をそれぞれの管理責任者の許可を得て利用することができる。

（雑則）

第10 この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この実施要領は、平成22年6月23日から施行する。